

令和6年第11回 新座市教育委員会 定例会

会 議 録

招集期日	令和6年11月22日 午後3時			場所	市役所第二庁舎市民ギャラリー			
開閉日時 及び宣告者	令和6年11月22日 午後3時 開会			宣告者	金子 廣志			
	令和6年11月22日 午後3時40分 閉会			宣告者	金子 廣志			
教育長	金子 廣志							
委員	議席番号	氏 名		出・欠	議席番号	氏 名		
	1	鈴木 松江		○	2	小泉 哲也		
	3	宮瀧 交二		—	4	森家 明味		
出席職員	①教育総務部長		○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長		—	③教育総務課長	
	④中央公民館長		○	⑤中央図書館長		○	⑥歴史民俗資料館長	
	⑦学校教育部長		○	⑧学校教育部副部長兼学務課長		—	⑨教育支援課長	
	⑩教育相談センター室長		○					
	事務局 教育総務課副課長 戸川							
会議事件名	発 言 者		発 言 の 要 旨					
開会	教育長		令和6年第11回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後3時					
会議録承認	教育長		令和6年第10回新座市教育委員会定例会、第6回臨時会及び第7回臨時会の会議録の承認について質疑はあるか。					
	各委員 教育長		承認 令和6年第10回新座市教育委員会定例会、第6回臨時会及び第7回臨時会の会議録は承認された。					
議案第35号	教育長		議案第35号「新座市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について」を学校教育部長から説明願う。					
	学校教育部長		新座市立小、中学校管理規則第2条第2項で定める1学期の終わりの日を8月28日から8月31日に、2学期の始まりの日を8月29日から9月1日に改め、これに合わせ第3条第5号で定める夏季休業日の終わりの日を8月28日から8月31日に改めるものである。 この改正は、学校における余剰時数の削減を目的としている。本市では、平成28年度より夏休みを3日間短縮し、8月29日からとしたが、当時の改正では、土曜日授業を廃止する代わりに授業日数、時数の確保のためという状況があった。また、学級閉鎖等に備え、標準時数を必ず超えるよう、学校は多めに授業を実施してきたという経緯がある。 しかし、コロナ禍を経て、時数の単純なカウントではなく、学年配当の学習内容を履修できたかが大切であるとの見解が文部科学省から示された。また、働き方改革が推進される中で、県からも余剰時数を削減するよう工夫を求められている。					

	<p>教育長 委員 学校教育部長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p> <p>学校教育部長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>以上のことから、8月31日までを夏季休業日、9月1日を2学期の始業式と改めるものである。施行日は令和7年4月1日としている。</p> <p>議案第35号について、質疑はあるか。 現状では余剰時間がどのくらいあるのか。 学年によって異なるが、小学校高学年で約30時間、低学年で50から60時間の余剰時数がある。</p> <p>それほど多くの余剰時間を確保する必要がないということであれば、できるだけ子供たちに負担をかけない時数にすべきだと思うので、今回の改正に賛成である。</p> <p>このことについて、保護者にはどのように周知するのか。 学務課から学校宛てに通知を送付し、その後、学校だより等に載せていただいて保護者に知らせる流れになる。また、市のホームページにも掲載する予定である。</p> <p>他に質疑がなければ、承認としてよいか。 承認 議案第35号を承認する。</p>
<p>議案第36号</p>	<p>教育長</p> <p>歴史民俗資料館長</p> <p>教育長 委員 歴史民俗資料館長</p> <p>委員 歴史民俗資料館長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>議案第36号「新座市文化財保護審議委員の委嘱について」を歴史民俗資料館長から説明願う。</p> <p>新座市文化財保護審議委員6名のうち、5名の任期が令和6年11月30日付けで満了となることに伴い、新座市文化財保護審議委員の会議等に関する規則第4条の規定に基づき委員を委嘱したいため、この案を提出するものである。委員は全員再任という形である。</p> <p>議案第36号について、質疑はあるか。 根岸氏、本間氏、柳氏のお住まいはどちらか。 3名とも市外にお住まいである。</p> <p>根岸氏は、昭和60年代の新座市史編さんの時に市史編さん委員として携わっていただいて以来、長きに渡って本市に関わっていただいている。本間氏は、文化庁の調査官時代に平林寺境内林の指導ということでお世話になった経緯があり、委嘱させていただいている。5名とも歴史にはゆかりが深い方々である。</p> <p>再任ということだが、何期目になるのか教えてほしい。 根岸氏に16期32年、岩崎氏に8期16年、宮瀧氏に5期10年、本間氏に4期8年、柳氏に2期4年お務めいただいている。</p> <p>他に質疑がなければ、承認としてよいか。 承認 議案第36号を承認する。</p>
<p>専決処分</p>	<p>教育長</p> <p>教育相談セン</p>	<p>専決処分「新座市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を教育相談センター室長から説明願う。 令和6年11月1日から2年間の任期で新たに新座市</p>

諸報告	ター室長	いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱するものである。委員は、学識経験者、教育職員、関係行政機関の職員から選出している。
	教育長 委員	本件について、質疑等はあるか。 学校関係者がかなり多く入っていることについて、説明をお願いしたい。
	教育相談センター室長	本協議会では、実際の学校現場におけるいじめ防止対策等の効果的な推進に向けて話し合いを行うため、多数の学校関係者に入っている。
	教育長	専決処分「新座市医療的ケア運営協議会委員の委嘱について」を教育相談センター室長から説明願う。
	教育相談センター室長	本年6月頃、医療的ケアを必要とする児童について市内小学校から連絡があり、本市で初めて医療的ケアを実施する運びとなった。そのため、新座市医療的ケアガイドライン及び新座市医療的ケア運営協議会設置要綱を策定し、それに基づいて令和6年11月13日から令和7年3月31日までの任期で委員を委嘱するものである。 なお、来年度以降は2年間の任期で委嘱する方向で進めるが、今年度は年度の途中からの実施となったため、令和6年度末までの委嘱とする。 なお、委員には、医師、養護教諭、養護教諭主任会担当校長、受入れ校養護教諭、その他障がい者福祉課、児童発達支援センター、保健センターから派遣していただいている。
	教育長	なお、この後の諸報告にて制度の詳細を報告させていただきたい。
	教育相談センター室長	医療的ケアについて、もう少し具体的に説明してもらいたい。 例えば、たんの吸引や注射等の医療行為が必要な児童に対して、看護師を派遣して支援を行うというものである。
	教育長 各委員	本件について、他に質疑等はあるか。 なし
	教育総務課長	一般財団法人朝霞青年会議所から申請のあった「朝霞青年会議所さといも祭り」を始めとして、5件の事業に対して名義後援を承認した。
	教育支援課長	3件の報告をする。 ①新座市学校評価推進事業中間評価結果について報告する。昨年度同様、小学校、中学校ともに保護者・地域との連携協力の項目で高い評価が見られたことから、今年度も家庭や地域と連携した教育活動や学校応援団を活用した取組が各校で積極的に工夫され、充実していることが分かった。

		<p>また、小学校、中学校とも学力向上の項目で、昨年度と比較して評価ポイントが大きくなっていた。各校で授業改善が具体的に推進され、その成果が各種学力・学習状況調査の結果でも確認できたことから、教職員が手応えを感じ、自信につながったものとする。</p> <p>中学校全体の結果は、小学校と比較すると健康・体力の向上・安全の項目以外は全て下回っているが、昨年度の中学校の結果と比較すると、小学校よりも向上していることが分かっている。5つの項目の中では、Cの割合が多く見られた豊かな心の育成については、わずかではあるが、昨年度と比較して市内全体のポイントが下がっている状況である。授業はもちろん、学校生活全般において、児童生徒が主体となって活躍し、多様な他者と良好な人間関係を築くことができるよう、今後も学校を支援していく。</p> <p>各学校が設定した評価項目とその結果は、各校のホームページで公開するよう指示をしている。</p> <p>②文化面表彰について報告する。前回、郷土を描く児童生徒美術展覧会で知事賞候補として報告していた栄小学校の山口さんについて、正式に知事賞の受賞が決定した。</p> <p>最後に、資料にはないが、今年度の小学校運動会、中学校体育祭の実施状況について報告する。10月26日（土）に開催された小学校の運動会は、さわやかな天候の下、全ての学校で予定どおり実施された。熱中症対策により、今年度から合唱祭と入れ替えて平日開催とした中学校の体育祭も、各校で予定どおり開催された。コロナ禍では自粛を余儀なくされていた子供たちによる係活動や応援合戦などが実施され、学校行事を通じた成長の機会になるとともに、多くの地域の皆様に温かな応援をいただいたことが報告されている。参観いただいた教育委員の皆様には、温かな応援に感謝申し上げます。</p> <p>教育総務課及び教育支援課からの諸報告に対して、質疑等はあるか。</p> <p>名義後援のNo.46に一般社団法人東武博物館による少年サッカー大会とあるが、詳細を教えてください。また、No.45の新座の地域福祉を進める会について、どのような団体なのかを教えてください。</p> <p>No.46は、東武鉄道杯少年サッカー大会で、東上線沿線のサッカーチームによる大会なのだが、予算については、一般社団法人東武博物館から支出しているものと思われる。</p> <p>No.45の新座の地域福祉を進める会は、令和4年2月にキャベツの会の中に準備会を立ち上げ、同年5月に設立された団体である。代表者は、八重樫謙三氏である。</p>
	教育長	
	委員	
	教育長	
	教育総務課長	

<p>教育長</p> <p>教育相談センター室長</p>	<p>それでは、続いて教育相談センターからの報告をお願いしたい。</p> <p>2件の報告をする。</p> <p>①医療的ケアの受入れについて、先程専決処分で少し御説明させていただいたが、改めて詳細を報告する。</p> <p>本年6月頃、医療的ケアを必要とする児童がいるという情報が学校から寄せられたため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、本人及び御家族に対する支援体制を整えることとした。</p> <p>この法律の主な理念としては、医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援することや、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく支援を行うこととあり、それは国や地方公共団体、学校の設置者等の責務であるとされている。さらに、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することとも記されている。</p> <p>また、法律では具体的な対応の在り方を示したガイドラインを策定することや、医療、保健、福祉等の関係部局・機関や医師等から構成される会議体を設置することと定められているため、専決処分の中でお伝えした医療的ケア運営協議会を設置することとなった。その設置に向けては、朝霞地区医師会や、実際に医療的ケアを実施している朝霞市、和光市などから情報を得ながら設置要綱を策定し、委員を選定するとともに、ガイドラインについては、委員から助言を頂きながら策定した。</p> <p>資料配布した「新座市医療的ケア運営協議会設置要綱」について御説明する。</p> <p>第1条では、法律を踏まえた施策の推進及び市内小中学校における医療的ケアの実施に関し、専門家等からの意見聴取及び関係者の連携の場として、新座市医療的ケア運営協議会を設置することとしている。</p> <p>第2条では、所掌事項として体制の整備や課題、実施に関することを定めている。</p> <p>以下、組織や任期については、記載のとおりである。</p> <p>「学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」についても、お手元に配布させていただいた。医療的ケアの目的、教育委員会や学校、看護師等それぞれの役割、また、実施までの基本的な流れについて定めている。</p> <p>実際に医療的ケアを行うに当たっては、会計年度任用職員として看護師を雇用することとなり、今年度は週3日、1日2時間の勤務をしていただく。ガイドライン及び主治医からの指示書を基に、運営協議会でどのような支援を行っていくかを確認した上で、看護師が学校及び保護者と連携して医療的ケアを実施していく。</p>
------------------------------	--

実際の運用は、12月5日（木）からを予定しているが、市内の学校で初めての実施ということで、丁寧かつ慎重に対応するとともに、現在市内の保育園等で医療的ケアを行っている未就学児がいると聞いているので、今後も市長部局と連携し、より良い支援につなげられるよう体制を整えていく。

②校内支援ルームの設置について報告する。先日文部科学省から令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が発表された。不登校児童生徒が34万6,482人ということで、全国的にも大幅に増加している結果となっている。本市においても、増加している不登校児童生徒への支援策として、様々な学びの場を整えているところだが、一旦学校から離れてしまうと、長期化して引き籠もっていくことがあるため、学校の中に居場所を作り、そこで自分のペースで安心して学習できる校内支援ルームの設置を推進することとした。

資料配布した「新座市校内支援ルーム設置要綱」を御覧いただきたい。第1条の趣旨では、学校生活に不安や困難さを感じている児童生徒や不登校傾向にある児童生徒に対して、校内に安心安全な居場所を設け、子供たちの自立に向けた支援を図るために、新座市校内支援ルームの運営に関し必要な事項を定めるものとしている。

第2条では、新座市校内支援ルームの名称を「ピット」としたが、各校でそれぞれ愛称をつけてもよいこととしている。ピットとは、車やバイクのレース中に必要な燃料を入れたり、車の状況を確認し、必要に応じてメンテナンスを図ったりするために、一旦レースから離れて整備するための場所のことを言い、それにちなんで命名した。

今はみんなと一緒に活動することが辛く、心のエネルギーが少なくなっている子たちが、登校後に安心できる環境の中で、自分らしく学ぶことを通して心にエネルギーをためる場所として、また、学校の中で学ぶ良さを生かしながら、自分らしさや自分の良さに気づけるような支援を行っていきたいと考えている。

ピットで大切にしたいことを3つの“感”として挙げている。一番大切にしたいのは「安心感」で、その上に学校にいることの良さを生かしながら「所属感」を味わわせ、さらにそこから、できた、頑張ったという「達成感」につなげていきたい。

対象は、教室に入りづらさを感じている児童生徒で、時間や内容も本人の意思を尊重しながら決めることとしている。教員や市で採用したスタッフが、担任や保護者と連携して支援していく。

要綱に戻って、第3条には、事業の内容として(1)に「教

		<p>室に戻す」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの学びや進路を主体的に捉えて、社会的に自立するための支援をすること。(2)には、家庭や関係機関とも連携しながら、個々の状況に応じた弾力的な支援、カウンセリングを行うこととしている。ここで分かるように、画一的な規則や決まった時間割に当てはめようとするのではなく、本人がじっくり考え、自ら選択するという姿勢を大切にしていける必要があると捉えている。</p> <p>現在は、第二中学校、第五中学校、新開小学校で運用が始まっている。昨日開催した学校に行きづらい児童生徒保護者の会でも、実際に校内支援ルームに通っている生徒の保護者の方々から設置してもらってありがたいという言葉を受けているので、今後も市内小中学校で拡充するよう努めていく。</p> <p>教育相談センターからの報告に対する質疑等はあるか。「ふれあいルーム」や「とことこぷらすのへや」と校内支援ルームとの関わりはどのようになっているのか。「ふれあいルーム」や「とことこぷらすのへや」は、学校自体になかなか行きづらい子供たちが、学校以外の居場所で活動することを目的としている。一方、校内支援ルームは、教室には行けないが、登校はできているという子供が対象になり、教室以外の場所で自分らしく学んでいけるように設置するものである。ただし、校内支援ルームだけでは不安な子については、ふれあいルーム等にいつでも通えるよう柔軟に対応していく方針である。</p> <p>校内支援ルームの人員配置はどのようになるのか。中学校は教員数が多いので、空き時間に教員や支援員が対応しており、今後は、机をパーテーションで仕切るといった環境面での支援を行っていく予定である。小学校については、市から1名支援員を配置している状況である。</p> <p>中学校では、担任が自分のクラスに目を配らなければならない状況の中で、空き時間に対応するのでは、負担が増加していくことになる。中学校にも市から支援員を配置していただきたい。</p> <p>先日、朝霞地区教育委員会連合会で視察した八王子市立いずみの森義務教育学校でも校内支援ルームと同様の取組をしていたが、東京都からの派遣1名、市の雇用が1名の計2名体制で対応していた。本市においても、今後、人員配置を検討していきたい。</p> <p>その他に質疑や報告等がなければ、次回の会議日程を確認する。令和6年12月19日(木)午後3時から市役所本庁舎3階303会議室で開催する。また、同日午後1時30分から市役所本庁舎4階庁議室にて総合教育</p>
教育長 委員	教育相談センター室長	
委員 教育相談センター	委員 教育相談センター	
委員	委員	
教育長	教育長	
その他	教育長	

閉会	教育長	<p>会議を開催するので、併せて出席をお願いしたい。</p> <p>これをもって、令和6年第11回新座市教育委員会定例会を閉会する。</p> <p>午後3時40分</p>
----	-----	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記